

体育授業を実施するための留意点について

(令和3年1月12日時点)

奈良県教育委員会事務局
保健体育課 学校体育係

はじめに

新型コロナウイルス感染症に対応した体育授業に関する留意点を以下に示しています。文部科学省並びにスポーツ庁からの通知を基に作成していますが、感染状況に伴い変更になる可能性があります。地域の感染状況や学校の実態を踏まえた上での活用をお願いします。

『地域の感染レベルがレベル1の場合』について

【「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準】

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意志の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数での感染リスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取る	感染リスクの低い活動から徐々に実施	感染リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取る	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

(文部科学省) ○学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～ (2020. 12. 3 Ver. 5) より

【感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動】

※体育科・保健体育科における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は特に感染のリスクが高い。

【体育学習でのマスクの扱いと身体的距離】

※体育学習では、授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2m以上確保する。

1 授業で実施が可能と考えられる領域と内容について

地域の感染レベルがレベル1の場合、感染リスクの高い教科活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施を検討する。その際には、レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照する。授業で実施が可能と考えられる領域と内容については、別紙《「授業で実施が可能と考えられる領域と内容（令和2年10月9日時点）」、「地域の感染レベル1における小学校体育授業の活動内容の段階的緩和例」（令和2年10月9日時点）》を参照する。

- 個人や少人数で密集せず距離を取って行う運動から、徐々に人数や活動時間（ゲームの時間等）を増やす等、地域の感染状況に応じて内容を検討する。
- 器械運動系の運動やボール運動系のゴール型等**、感染リスクの高い学習内容については、感染状況を踏まえて、実施の時期を検討する。

<参考資料（感染の感染レベル2地域における留意事項）>

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について

- ・体育科、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【レベル2地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、**リスクの低い活動から徐々に実施することを検討**します。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

その際には、以下の点にも留意します。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- ・体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
- ・体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。

- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020. 12. 3 Ver. 5）文部科学省より

2 授業中の留意点

- 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施する。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意する。
- 当面の間、体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける。また、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
- 体育の授業の前後に手洗いをするよう指導する。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせる。
- 児童生徒が教え合う場面では互いの距離を2 m以上確保する。
- 児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導する。
- 熱中症対策を十分に行う。（水分補給、運動強度等）
- 器具や用具の準備、片付けは教師の管理のもと行う。
- 体育授業においてはマスクの着用は必要ないが、**十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。**マスクの着用については、「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」スポーツ庁政策課学校体育室（令和2年5月21日付）を参照する。
- 水泳授業については、「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」スポーツ庁政策課学校体育室（令和2年5月22日付）を参照する。

《参 考 資 料》

- 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）**
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課（令和2年5月21日付）
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～（2020. 12. 3 Ver. 5） 文部科学省
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）** 文部科学省（令和3年1月8日付）